

懲戒処分等について

平成27年12月7日

次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1. 処分対象者及び処分内容

| 処分事由 | 所属部名 | 職名 | 年齢 | 性別 | 処分内容 |
|------|------|----|----|----|------|
| 飲酒運転 | 福祉部 | 係長 | 41 | 男 | 免職 |

2. 処分年月日

平成27年12月7日

3. 処分に至った事実の概要

職員は、平成27年11月20日（金）午後11時40分頃、水戸市西原の国道50号線において酒気帯び運転による物損事故を起こした。こうした行為は、交通法規の範を示すべき公務員として、職全体の不名誉となる行為であることから、地方公務員法第29条第1項及び第3項の規定に基づき処分を行うものである。

4. その他

部長、課長、課長補佐、主査 訓告

【担当課】

笠間市 市長公室 秘書課

人事給与グループ

電話：0296-77-1101（内線 223・211）